## ◎佐賀県条例第3号

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県職員定数条例(昭和24年佐賀県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

## 改正前

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1)  $\sim$  (8) 略
- (9) 警察の職員

警察官 1,710人

その他の職員 295人

(階級別定員は、別表のとおりとする。この場合において、警視、警部及び警部補(巡査部長を含む。)の現員が定員に満たないときは、総数1,710人を超えない範囲で巡査の定員を増加することができる。)

(10) 略

別表 (第2条関係)

警察官の階級別定員表

階級別	定員 (人)
警視	<u>79</u>
略	
警部補(巡査部長を含む。)	953
巡査	516
計	<u>1,710</u>

備考 略

改正後

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(8) 略

(9) 警察の職員

警察官 1,717人

その他の職員 295人

(階級別定員は、別表のとおりとする。この場合において、警視、警部及び警部補(巡査部長を含む。)の現員が定員に満たないときは、総数1,717人を超えない範囲で巡査の定員を増加することができる。)

(10) 略

別表 (第2条関係)

警察官の階級別定員表

階級別	定員(人)
警視	80
略	
警部補(巡査部長を含む。)	957
巡査	518
計	1,717

備考 略

附 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。